

## 内部統制システムに係る監査の現状に関するアンケート集計結果

配布数：監査役 197 社 スタッフ 49 社

回答社数：監査役 76 社 スタッフ 38 社

1. 貴社の概要について

## 1-1 上場区分 (回答社数 111)

上場区分	回答会社数
①上場会社	76
②非上場会社	35

## 1-2 業態区分 (回答社数 111)

業態区分	回答会社数
①製造会社	67
②非製造会社	44

## 1-3 会社区分 (回答社数 111)

会社区分	回答会社数
①大会社	95
②その他	16

## 1-6 取締役会設置区分 (回答社数 111)

取締役会設置区分	監査役
①取締役会設置会社	111
②その他	0

## 1-4 資本金規模 (回答社数 111)

資本金区分	回答会社数	資本金区分	回答会社数
①500億円～	19	④10億円～100億円	46
②200億円～500億円	15	⑤10億円～5億円	5
③100億円～200億円	9	⑥～5億円	17

## 1-5 従業員数 (回答社数 111)

従業員数	回答会社数	従業員数	回答会社数
①5,000人～	21	④300人～500人	12
②1,000人～5,000人	33	⑤100人～300人	16
③500人～1,000人	22	⑥～100人	7

## 1-7 国内グループ会社数 (回答社数 111)

会社数	子会社数	関連会社数	会社数	子会社数	関連会社数
なし	17	57	41～50	0	0
1～10	41	34	51～60	3	1
11～20	19	13	61～	10	1
21～30	7	7	100～	6	0
31～40	6	1	200～	2	0

## 2. 貴社の監査体制について

### 2-1 監査体制

(1) 監査役会設置状況(回答社数111)

監査役会設置状況	回答会社数
監査役会設置会社	92
監査役会非設置会社	18
委員会設置会社	1

(2) 会計監査人の設置の有無(回答社数111)

会計監査人の設置の有無	回答会社数
会計監査人設置会社	98
会計監査人非設置会社	12

無回答 1社

(3) 内部監査部門の設置の有無(回答社数111)

内部監査部門の設置の有無	回答会社数
内部監査部門設置会社	103
内部監査部門非設置会社	8

### 2-2 監査役 (回答会社111)

員数	社内常勤監査役	社外常勤監査役	非常勤社内監査役	非常勤社外監査役
1名	54	20	7	15
2名	37	4	3	59
3名	2	0	1	24
4名～	0	0	0	2
いない	18	87	100	11

### 2-3 監査役スタッフ (回答社数111)

(1) 監査役スタッフの員数

員数	専任スタッフ	兼任スタッフ
1名	16	17
2名	9	10
3名	3	1
4名	5	2
5名～	3	1
いない	75	80

(2) 監査役スタッフの増減（前事業年度末との比較）(回答社数111)

専任スタッフ	回答会社数	兼任スタッフ	回答会社数
①増員した	4	②増員した	3
③減員した	2	④減員した	2
⑤増減なし	105	⑥増減なし	106

(3) 監査役スタッフの必要性（監査役スタッフを設置していない監査役のみ回答 4 6）

スタッフの必要性	回答会社数
①監査役スタッフは必要ない	3 2
②監査役スタッフは必要であり、執行部門に設置を要請している	2
③その他	1 2

その他の内容
・必要あれば手配
・現在のところ、不要（状況によっては必要）
・他部門（経理、内部監査、管理、総務部門等）を活用若しくは連係している
・監査役としてはスタッフを置く必要性も考えられるが、会社の規模、経営等を勘案すれば、難しい状況だと思う（人員不足含む）

(4) 監査役スタッフの員数の適正性

（監査役スタッフのいる監査役及び監査役スタッフのみ回答 K 3 0、S 3 8）

スタッフの員数の適正性	監査役	スタッフ
①現在の員数で適正である	2 4	3 0
②現在の員数では不足している	4	7

無回答 監査役 2 社 スタッフ 1 社

3. 貴社における「内部統制システムに係る監査の実施基準」の制定・実施状況

3-1 基準の制定状況について（回答会社数 1 1 1）

実施基準の制定状況	回答会社数
①すでに制定している	5 3
②検討したが制定しないこととした	2 1
③現在検討中である	1 5
④検討していない	2 2

3-2 「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定している場合

(1) 日本監査役協会の「内部統制システムに係る監査の実施基準」から変更した箇所はどのような箇所か。また、その箇所を変更した理由は何か。

(以下、実施基準を制定している会社のみ回答 5 3)

変更した理由	回答会社数
①ほとんど変更していない（部門名称の変更程度）	4 1
②規定内容が詳細なので、大まかな規定ぶりに変更した	7
③実施要領のような内容なので、独自の切り口で作成し直した	4
④その他	1

①③回答 1 社

その他の内容
・第5章を削除—監査役監査基準の内容と同じ

(2) どのように社内に周知しているか。 (複数回答)

社内への周知方法	回答会社数
①取締役会等の会議の場で説明している	28
②文書によって関係箇所に通知している	9
③社内NET等で常に社員が閲覧できるようにしている	18
④周知していない	11

(3) 監査はその制定した実施基準に基づいて実施できているか。

実施基準に基づく監査の実施	回答会社数	実施基準に基づく監査の実施	回答会社数
①実施できている	14	③ほとんど実施できていない	7
②概ね実施できている	29	④まったく実施できていない	0

無回答 3社

(4) 監査がその実施基準に基づいて実施できていない場合、その要因は何か。

(実施基準に基づいて実施出来ていない会社のみ回答 7)

実施出来ていない要因	回答会社数
①監査人員が限られており基準どおりに実施することは難しい	4
②実施基準の内容が抽象的過ぎて、具体的に何をしたら良いのかが分からぬ	3
③その他	1

①③回答 1社

その他の内容
・当社の経営、組織などはシンプルであり実施基準と合わない事が多い

### 3-3 「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定していない場合

(1) その理由は何か。(以下、実施基準を制定していない会社のみ回答K43)

制定していない理由	回答会社数
①別に「監査役監査実施要領」を定めており、監査の実施基準は不要である	9
②監査の都度、監査方法を決定しているので、監査の実施基準は不要である	7
③監査の実施基準は必要なので、自社の実態に合った基準を検討する	4
④自社の監査役監査基準において、日本監査役協会の「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づいて監査を実施する旨を規定している	8
⑤その他	12

②④回答 1社 ②⑤回答 2社 無回答 3社

### その他の理由

- ・非上場、中小会社であり、対象外となっている。尚、○○の子会社として全社統制及び決算、財務プロセスに関しては実施
- ・自社の監査役監査基準において「内部統制システムに係る監査」について、その考え方、方法に関し規定している
- ・親会社の監査役監査基準に基づいて、監査計画を作成し、監査しているため、不要である
- ・①取締役会決議内容の点検②取締役会決議後の各項目の整備状況の点検の構成で独自のスタイルで制定している＊協会のひな型はレベルが高く使いこなせないと判断した
- ・監査基準第21条の規程だけで十分だと考えている。実施基準はなぜ内部統制監査だけ別個に必要なのかわからない
- ・実施基準は制定していないが、「実施基準」に基づいたチェックシートを使用して監査を実施している
- ・監査役会規程において監査役協会の基準に準拠する旨、規定している
- ・社内規程として制定する必要がないと判断（実際に監査には、協会ひな型を参考）
- ・毎年度、監査方針、重点項目を定め、重点監査項目について監査の都度、質問項目に入れている

(2) 自社の「監査役監査基準」からは「本基準に定める事項のほか、別に定める内部統制システムに係る監査の実施基準による」旨の規定は削除しているか。

監査役監査基準においての規定	回答会社数
①削除している	27
②削除していない	7
③その他	3

無回答 6社

### その他の内容

- ・未検討
- ・監査役監査基準は定めていない
- ・当社「監査役監査規程」には該当条項は書いていない

(3) 監査の方針又は視点をどのように社内に周知しているか。

社内への周知方法	回答会社数
①監査方針・監査計画に監査の視点として記載して周知している	28
②往査やヒアリングの都度、監査ツール（質問表など）に監査の視点として記載して周知している	7
③周知していない	5
④その他	1

①②回答2社 無回答3社

### 3－4 「内部統制システムに係る監査の実施基準」の制定を検討中の場合

(1) 検討が現在も継続している理由は何か。

(実施基準を未制定で現在検討中の会社のみ回答 15)

現在検討している理由	回答会社数
①社内事情により、自社の実態に合った基準の検討が遅延している	9
②日本監査役協会の「内部統制システムに係る監査の実施基準」が改正されるのを待っている	2
③その他	4

その他の内容
・関連上場会社との兼ね合いで日々要望有
・導入のタイミングを逃した

(2) 検討中の場合、検討終了予定時期はいつ頃か。

検討終了時期	回答会社数	検討終了時期	回答会社数	検討終了時期	回答会社数
23年3月	2	22年9月	1	23年9月	1
22年3月	1	23年12月	1	②未定	8

無回答 1社

### 4. 貴社における内部統制システムに係る監査の実施状況について

#### 4-1 内部統制システムの監査の方法について

内部統制システムに係る監査（以下「内部統制システム監査」という）はどのように実施しているか。（回答社数 111 社、複数回答）

内部統制システムに係る監査の実施方法	回答会社数
①監査役が取締役から報告を受け、必要に応じて説明を求めている。	47
②監査役が内部統制システムを所管する部門（以下「内部統制部門」という）等から報告を受け、必要に応じて説明を求めている	74
③監査役スタッフが内部統制部門等から報告を受け、必要に応じて説明を求めている。	9
④監査役が内部監査部門等（自主点検を行う部門を含む）から報告を受け、必要に応じて説明を求めている	56
⑤監査役スタッフが内部監査部門（自主点検を行う部門を含む）から報告を受け、必要に応じて説明を求めている。	5
⑥ その他	9

### その他の内容

- ・外部監査人との連係
- ・チェックリストを策定し、項目ごとに監査している
- ・取締役会においても四半期毎に報告がされている
- ・日常監査を通じて実施、代表取締役との定期会合、取締役会、リスクマネジメント委員会他、重要会議出席、重要書類閲覧
- ・監査役及びスタッフが、本店各部、現事業場を往査し、内部統制システムが適切に運用しているか調査している

### 4-2 内部統制システムの各体制の監査について (回答会社数 111 社、複数回答)

内部統制システム監査のうち貴社で実施していることは何か。

#### (1) 法令等遵守体制

実施項目	回答会社数
①代表取締役等との会合の実施	91
②基本方針・行動基準の有無の確認	78
③役職員（役員及び従業員等）への啓発活動の有無の確認	73
④内部通報制度の整備（構築・運用）状況の確認	78
⑤法令等遵守に係る内部監査部門の活動状況の確認	75
⑥その他	5

### その他の内容

- ・内部監査部門、会計監査人との情報交換及び立会い
- ・業務プロセスのキーコントロール検証
- ・内部統制システムのレビュー等の実施確認

#### (2) 損失危険管理体制

実施項目	回答会社数
①代表取締役等との会合の実施	81
②リスク対応計画とそのレビューの仕組みの整備（構築・運用）状況の確認	65
③リスク管理規程の整備（構築・運用）状況の確認	76
④内部通報制度の整備（構築・運用）状況の確認	68
⑤損失危険管理体制に係る内部監査部門の活動状況の確認	49
⑥その他	4

### その他の内容

- ・情報漏洩防止のための規程の整備と運用
- ・外部監査人の活動確認

### (3) 情報保存管理体制

実施項目	回答会社数
①代表取締役等との会合の実施	66
②情報の保存管理に関する規程等の整備（構築・運用）状況の確認	90
③機密情報などの保存・管理状況の確認	72
④役職員（役員及び従業員等）への啓発活動の有無の確認	54
⑤情報保存管理体制に係る内部監査部門の活動状況の確認	57
⑥その他	2

#### 他の内容

- ・Pマーク事業者としての継続的改善行動

### (4) 効率性確保体制

実施項目	回答会社数
①代表取締役等との会合の実施	81
②効率性確保体制に関する規程等の整備（構築・運用）状況の確認	50
③過度の効率性の追求の有無の確認	38
④役職員（役員及び従業員等）への啓発活動の有無の確認	36
⑤効率性確保体制に係る内部監査部門の活動状況の報告の確認	49
⑥その他	5

#### 他の内容

- ・組織変更に係る兼務の重複等のヒアリング確認
- ・IT化の推進具合のチェック
- ・業務の有効性を検証している
- ・日常監査、取締役会他重要会議出席、現場往査
- ・代表取締役の行う重要な意思決定において経営判断原則に適合した決定が為されているか

### (5) 企業集団内部統制

実施項目	回答会社数
①代表取締役等との会合の実施	66
②グループ監査役連絡会の実施	56
③企業集団全体で共有すべき経営理念・行動基準等の周知徹底状況確認	55
④グループ会社の管理を担当する部門の活動状況の確認	56
⑤企業集団内部統制に係る内部監査部門の活動状況の確認	52
⑥その他	4

その他の内容

- ・海外子会社の監査委員会にオブザーバーとして出席
- ・子会社調査（応査）による問題点の把握
- ・グループ内統一の内部統制チェックリストでのチェック実施（年2回）

（6）財務報告内部統制

実施項目	回答会社数
①財務担当取締役との会合の実施	67
②財務報告を所管する部門の業務執行体制の整備状況の確認	82
③会計監査人の職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制の整備状況の確認	85
④内部監査部門等による経営者評価状況の確認	47
⑤その他	3

その他の内容

- ・会計監査人との会合の実施

4-3 内部統制システム監査の監査証跡について

（1）内部統制システム監査において、必要な監査項目をもれなく実施できたかどうかをどのように確認しているか（回答会社数111）

監査項目の確認方法	回答会社数
①「チェックシート（リスト）」を作成して確認している	25
②「チェックシート（リスト）」は作成せず、「監査スケジュール表」などに必要事項を記載することなどによって管理している。	37
③特段の確認・管理は行っていない	36
④その他	13

①④回答2社 無回答 1社

その他の内容

- ・協会の基準に従い個別に判断している
- ・監査記録を作成し、証跡としている
- ・親会社指導による統制確認記録
- ・前回までのチェックリストとの照合
- ・往査や会合を持ったものは記録している。書類確認だけの場合は記録していない
- ・期末において、内部統制システムの整備運用状況を項目ごとにまとめた表を作成
- ・毎月の標記に関する法務室と内部統制評価グループからの報告聴取資料を保存している
- ・内部統制システム監査実施部門との連係（定期的）
- ・内部統制システム監査実施基準とCOSOフレームワークの両面から作成した

(2) 「チェックシート（リスト）」を作成している場合、その内容はどの程度のものか  
 (以下、チェックシート（リスト）を作成している会社のみ回答 25)

チェックシート（リスト）の内容	回答会社数
①日本監査役協会の「内部統制システムに係る監査の実施基準」に記載されている項目（「統制上の要点」）程度の項目でチェックしている	13
②①の項目（「統制上の要点」）を更に細分化した項目でチェックしている	8
③①の項目（「統制上の要点」）よりも大きな項目でチェックしている	4
④その他	1

②③回答 1 社

他の内容
・会社の状況に合わせたチェックリスト

(3) 「チェックシート（リスト）」の記入は、いつ誰がどのように行っているか。

チェックシート（リスト）の記入方法・時期	回答会社数
①往査時に監査役が記入している	7
②往査時に監査役スタッフが記入している	3
③往査前に取締役が記入したものを、往査時に監査役（又は監査役スタッフ）が確認している	0
④往査前に往査対象箇所の責任者が記入したものを、往査時に監査役（又は監査役スタッフ）が確認している	5
⑤全部門から、それぞれの部門が記入したものを定期的に提出させて、監査役（又は監査役スタッフ）がそれを確認している	4
⑥期末時に取締役が記入している	2
⑦その他	14

①⑦回答 1 社 ①⑤回答 1 社 ①②回答 1 社 ②④回答 1 社

他の内容	
・中間及び決算期末に監査役が実施	・監査役が年度末往査終了後記入している
・往査時に内部監査部門が記入している	・不定期に監査役スタッフが記入している
・監査月報に基づき期末にまとめて内部統制チェックシートに記入	
・期中に実施した監査記録を基に、監査役スタッフがチェックシートに記入し、監査役が確認、総括している	

(4) 「チェックシート（リスト）」を作成している場合、記入した「チェックシート（リスト）」をどのように監査役会としての評価に結び付けているか。

チェックシート（リスト）の監査役会としての活用方法	回答会社数
①各部門の監査結果を記入した「チェックシート（リスト）」をそのまま監査役会に報告し、監査役会において、内部統制システムの各体制における重大な欠陥の有無に関する全体的な評価を行っている	7
②各部門の監査結果を記入した「チェックシート（リスト）」を集約したもの（総括表）を監査役会に報告し、監査役会において、内部統制システムの各体制における重大な欠陥の有無に関する全体的な評価を行っている	10
③各監査役（又は監査役スタッフ）が発見した不備のみを監査役会に報告して、監査役会において、内部統制システムの各体制における重大な欠陥の有無に関する全体的な評価を行っている	2
④各監査役（又は監査役スタッフ）が発見した不備のうち各監査役が内部統制システムの各体制における重大な欠陥に相当すると判断したもののみを監査役会に報告して、監査役会において全体的な評価を行っている	5
⑤その他	5

③④回答 1 社 ①②回答 1 社 無回答 1 社

他の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックリストにより監査結果（重大な欠陥の有無等）を監査役会に報告している</li> <li>・重大でなくても将来重大となり得る不備を報告</li> <li>・常勤監査役がチェックリストに基づく監査を行い、その結果の概要を監査役会で報告を行っている</li> </ul>

(5) 「チェックシート（リスト）」を作成している場合、どのような項目をどのような部門に対して確認していますか。

○法令等遵守体制

確認項目	企画部門	管理部門	各委員会	内部監査部門	その他
代表取締役との会合 (体制整備の認識状況の確認)	7	11	3	4	5
取締役会での意思決定	7	14	2	4	4
コンプライアンス委員会	1	11	8	5	3
法令等遵守についての社内啓発活動	1	17	2	6	4
人事懲罰状況		18	2	1	3
監査役への報告体制	6	17	2	11	4
内部通報制度の整備・運用状況	1	14	1	7	3
・事業や業務に関連する法令の洗い出し					1
・必要資格の更新チェック					1

○損失危険管理体制

確認項目	企画部門	管理部門	各委員会	内部監査部門	その他
代表取締役との会合 (体制整備の認識状況の確認)	6	8	2	4	3
リスク管理委員会	1	10	7	3	3
リスクの評価、他社事故事例把握	3	14	4	5	4
リスク対応計画の整備	4	13	3	6	6
リスク管理規程の整備・運用状況	2	15	4	7	5
事業継続計画の整備	7	12	2	3	3
内部通報制度の整備・運用状況	2	16	2	6	6
緊急時対応方針の整備	2	19	1	3	3
安全管理規程及び安全体制			1	1	

○情報保存管理体制

確認項目	企画部門	管理部門	各委員会	内部監査部門	その他
代表取締役との会合 (体制整備の認識状況の確認)	4	1 2	1	2	3
情報保存管理規程の整備・運用状況	2	1 7	1	4	4
法定備置書類の保存	2	1 8	1	5	4
重要情報の保存、管理体制の整備	2	1 7	1	6	5
情報保存管理についての社内啓発活動	3	1 6		6	4
開示情報を所管する部門の整備	3	1 4		2	3
内部通報制度の整備・運用状況	2	1 3	1	9	4

○効率性確保体制

確認項目	企画部門	管理部門	各委員会	内部監査部門	その他
代表取締役との会合 (体制整備の認識状況の確認)	7	8	1	2	4
経営計画の策定	1 4	9	1	1	3
過度の効率性の追求の有無	7	8		2	4
経営判断原則の確保体制の整備	8	8	1	2	5
・経営計画に基づく個別計画の立案					1
・実行状況の確認と見直し修正					1
・I T化の推進					1

○企業集団内部統制

確認項目	企画部門	管理部門	各委員会	内部監査部門	その他
代表取締役との会合 (体制整備の認識状況の確認)	6	2	1	4	5
企業集団の基準	8	8		6	6
重要子会社の管理	8	9		4	5
グループ会社管理担当部門の整備	8	9		3	4
グループ監査役連絡会の開催		2		2	10
企業集団での情報処理の共通システム化	2	8		5	5
子会社に対しての過度の効率性追求の有無	5	5		4	4
子会社による不適正な行為の把握体制整備	3	10		5	3
親会社を有する場合の少數株主保護体制		5			1

○財務報告内部統制体制

確認項目	企画部門	管理部門	各委員会	内部監査部門	その他
財務担当取締役との会合 (体制整備の認識状況の確認)	3	8	2	5	6
財務報告所管部門の体制整備	2	13	1	5	4
財務担当取締役の適切な判断(会計処理等)	3	15	1	4	2
財務情報の開示体制整備	4	12	1	7	2
会計監査人の職務の遂行が適切に行われることを確保する体制	1	11	4	5	3
監査役と会計監査人との情報共有	2	10	1	8	8
財務担当取締役及び会計監査人から監査役への報告体制(会計処理等の意見の相違)	3	13	1	6	6
・経理担当者の育成、配置について					1
・決算書作成時の会計参与や税理士の関与					1

#### 4-4 取締役業務執行確認書について

(1) 「取締役業務執行確認書」など、取締役自らが業務を適正に執行している旨を申告する書類を取締役から徴収しているか。(回答会社数 111)

取締役業務執行確認書の徴収	回答会社数
①徴収している	45
②徴収していない	61
③その他	4

無回答 1社

#### その他の内容

- ・今期末より徴収する
- ・関連当事者との取引に関する調査表
- ・取締役等の職務執行状況の聴取を通じて、確認書の内容、項目についても確認している
- ・今年が最初の事業年度故、徴収する予定で準備している

(2) 「取締役業務執行確認書」などを徴収している場合、それをどのように活用しているか。  
('取締役業務執行確認書'などを聴取している会社のみ回答 45)

取締役業務執行確認書の活用方法	回答会社数
①競業取引、自己取引などのチェックに利用している	30
②取締役の善管注意義務に関する内容としており、取締役が善管注意義務に関する自己確認をした証跡としている	40
③内部統制に関する内容としており、取締役が内部統制システムの整備について自己確認をした証跡としている	16

①②回答 1社 ①②③回答 2社 無回答 1社

#### 4-5 内部統制システムに係る決定の状況 (回答会社数 111 社)

(注) 「内部統制システムに係る決定」とは取締役又は執行役（委員会設置会社の場合）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定又は決議をいう。

内部統制システムに係る決定（決議）	回答会社数
①決定（決議）している	93
②決定（決議）していない	16

無回答 2社

#### 4-6 貴社における監査結果の相当性判断の基準について

(1) 日本監査役協会の監査報告書（ひな型）では、内部統制システムに係る取締役会決議の内容は相当であると認める場合には、その旨を記載することとなっているが、相当と認めるか否かの判断基準は作成しているか。（決定(決議)をしている会社のみ回答93）

取締役会決議の相当性判断の基準	回答会社数
①作成している	28
②作成していない	63
③その他	2

(2) 内部統制システムに係る取締役会決議の内容の相当性に関する判断基準を作成していない場合の、決議の内容を相当と認めるか否かの判断の根拠は何か。

（基準を作成していない会社のみ回答63）

取締役会決議の相当性判断の基準を作成していない場合の根拠	回答会社数
①内部統制システムに係る取締役会決議に関する監査の証跡（監査調書）を取りまとめて、監査役会等で都度判断している	20
②内部統制システムに係る取締役会決議の内容は全ての監査役が把握しているので、特に監査調書は作成せず、監査役会等で都度判断している	41
③その他	1

無回答 1社

#### 他の根拠

- ・内部監査部門が調査した決議内容の相当性についての結果を聴取し、判断している

(3) 日本監査役協会の監査報告書（ひな型）では、内部統制システムに関する取締役の職務の執行について指摘すべき事項がない場合には、その旨を記載することとなっているが、指摘の要否に関する判断基準は作成しているか。

（決定(決議)をしている会社のみ回答K93）

内部統制システムに関する取締役職務の執行の判断基準	回答会社数
①作成している	17
②作成していない	69
③その他	3

無回答 4社

#### 他の判断基準

- ・担当部門の内部統制での評価

(4) 内部統制システムに関する取締役の職務の執行についての指摘の要否に関する判断基準を作成していない場合の、指摘の要否を判断する根拠は何か。

(基準を作成していない会社のみ回答 69)

内部統制システムに関する取締役の職務執行の判断基準	回答会社数
①内部統制システムに係る取締役の職務の執行に関する監査の証跡（監査調書）を取りまとめて、監査役会等で都度判断している	25
②特に監査調書は作成せず、当期の監査役監査の監査結果全体からみて、監査役会等で都度判断している	43
③その他	1

①②回答 2 社 ②③回答 1 社 無回答 2 社

#### その他の判断基準

- ・内部統制委員会への出席及び会計監査法人との情報交換会での状況把握

#### 4-7 監査役スタッフ業務について

- (1) 内部統制システム監査において監査役スタッフが実施すべきと考える業務は何か。
- (2) 内部統制システム監査において監査役スタッフがすでに実施している業務は何か。

区分	監査役		監査役スタッフ	
	実施すべき業務	実施している業務	実施すべき業務	実施している業務
スタッフ業務				
①往査対象箇所の選定	16	15	17	19
②日程調整	25	22	32	32
③往査随行	24	17	31	29
④監査役スタッフ単独での往査	5	3	8	7
⑤監査調書（議事録）の作成	27	19	27	28
⑥調査項目の選定	14	11	14	13
⑦指摘事項のフォロー	27	18	19	20
⑧その他	3	4	4	2

#### その他の監査役スタッフが実施すべき業務

- ・①～⑦のサポート
- ・資料入手、データ整理
- ・書類の準備、整理
- ・①⑥の情報提供
- ・独自の情報収集

#### その他の監査役スタッフがすでに実施している業務監査役スタッフ

- ・①～⑦のサポート
- ・計画的な資料入手
- ・書類の準備、整理
- ・独自の情報収集
- ・内部統制部門で実施するため監査役スタッフは今のところ、担当している

## 5. その他

(1) 全社的な内部統制システムを所管する部門はどこか。(回答会社 111 社、複数回答)

内部統制システム所管部門	回答会社数
①企画部門（経営企画部等）	24
②管理部門（総務・法務等）	55
③内部監査部門	33
④その他	11

### 他の内容

- |        |          |        |             |
|--------|----------|--------|-------------|
| ・全部門   | ・内部統制推進室 | ・CSR部門 | ・内部統制推進部    |
| ・複数の部門 | ・財務部門    | ・IT部門  | ・親会社の内部監査部門 |

(2) 内部統制システムの担当部門は、内部統制システムの運用状況を、取締役会に対して、どの程度の頻度で報告しているか。(回答会社数 111 )

回数	回答会社数	回数	回答会社数
定期的にはなし	9	3回	1
1回	36	4回	14
2回	27	その他	17

無回答 7 社

### 他の回数

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| ・2ヶ月に1                  | ・年度によって異なる      |
| ・内部統制委員会に報告（年3回、監査役も出席） | ・代取への報告は年2回している |

(3) 内部統制システムの担当部門は、内部統制システムの運用状況に関して、取締役会に対して、どの程度の内容を報告しているか。(報告が行われている会社 95 社、複数回答)

取締役会への報告内容	回答会社数
①取締役会決議の内容が遵守されているか否か	43
②取締役会決議の内容の見直しの要否	32
③取締役会決議の個々の項目ごとの遵守状況	26
④その他	20

### その他の報告内容

- ・各社、各部門の改善進捗状況
- ・システム全体の運用状況
- ・現在運用状況について監査調査途上
- ・あまり具体的な報告はなかった
- ・各部門の活動報告（計画と実証）
- ・現在整備中の J-SOX の内部統制の進捗状況
- ・内部統制推進及び内部監査の年間計画に従い、その進捗と結果について報告している
- ・会計監査人、内部監査による整備、運用状況の進捗確認と今後のスケジュール等
- ・決議についての個々の項目ではなく、コンプライアンス、環境、J-SOX 対応の内部監査の計画、監査結果報告

（4）全社的な内部統制システムを監視し、検証している部門はどこか。

（回答会社 111 社、複数回答）

内部統制システム検証部門	回答会社数
①企画部門（経営企画部等）	16
②管理部門（総務・法務等）	31
③内部監査部門	73
④その他	8

### その他の内容

- |         |             |        |
|---------|-------------|--------|
| ・監査役（会） | ・親会社の内部監査部門 | ・複数の部門 |
| ・CSR推進室 | ・財務部門       | ・IT部門  |

（5）日本監査役協会の「監査役スタッフ業務マニュアル」や監査ツールを使用しているか。

（回答会社 111 社）

協会の監査ツール等の使用	回答会社数
①そのまま使用している	7
②自社の実態に合うようにアレンジして使用している	35
③使用していない	43
④その他	5

無回答 21 社

### その他

- |               |                |               |
|---------------|----------------|---------------|
| ・参考として利用      | ・自分のツールを作成して使用 | ・必要に応じて参照している |
| ・今後アレンジして使用予定 | ・あまり活用できていない   |               |

(6) 日本監査役協会関西支部の監査役スタッフ研究会で「内部統制システムに係る監査の方向性」を研究しているが、研究会報告にどのような報告書を期待するか。

(回答会社 111 社、複数回答)

研究会への期待	回答会社数
①簡易な「内部統制システムに係る監査の実施基準」サンプルの作成	60
②具体的な監査実施方法の提案	76
③監査に活用できる「チェックシート（リスト）」等のサンプルの作成	97

(7) 内部統制システム監査に関して日頃思っておられること

- ・簡易版のチェックポイントだけに絞って実施してよいシステムに改善してほしい。正規版のチェックポイントは多すぎる
- ・「形式主義」で余りにも無駄な項目が多すぎる。「費用対効果」「業務の効率化」とのバランスを考えて整備、運用すべきである。グループ会社への→社内研修→実施（P D C A サイクル）→見直しの検討、改善対応等
- ・手探り状態です。具体的な方法、手順が知りたい
- ・大会社でない当社も自主的に取締役会決議を実施したが、内容的には、経営会議等への出席、稟議閲覧、応査ヒアリング等で把握できるものがほとんどなため、余り証跡等の形式要件に拘る必要はないと考えている
- ・内部統制システムが問題であるか、経営の問題であるかの線引き論をする
- ・監査室と一緒に監査している
- ・会社法に基づいて決議した項目の運用状況と財務報告に係るC L L やキーコントロールの運用状況の整合性がおかしい。手続連鎖のフローをチェックする業務プロセスの内部統制が社内に生来備わっていた統制体制を壊すケースが出ている
- ・監査役監査と監査法人の監査、及び内部監査部門の監査との連係、分担による監査の実効性、効率性の向上が必要と思う
- ・トップの理解を得るのに苦労している
- ・監査報告書のひな型を増やして欲しい。（内部統制レベルには温度差がある）  
監査レベルに差がないという事で会計監査人の報告書は統一されていますが、監査役の監査報告書は会社の規模・ガバナンスも異なり、内部統制レベルにも温度差があるはずです。従って同じ報告書にはならない（ある株主からの意見）
- ・J-s o x は内部統制の目的の一つである財務報告の適正に限定しているが、なぜ、財務報告限定なのか。会社法では、内部統制システムといいながら、金商法では、財務報告に限定し、整合性に欠けていることが、疑問。また、J-s o x の内部統制が財務報告に限定し、事業報告をうたっていないのが疑問です。
- ・ルールを策定するだけでなく、内部統制システムの監査の実施基準についての発信をもっと積極的に行うことが必要
- ・内部統制システムの監査という何か特別な監査があるというのではなく、監査役の日常監査の中で積み上げられるものではないかと思う